

平成30年3月20日

条例第17号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあつては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長等）

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項から第5項 略

別表第1

1 市長（抄）

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市交通政策協議会	交通政策に関する重要事項について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 関係団体の代表者 3 関係行政機関の職員 4 市民	2年	委員の互選により定める者

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 趣 旨

この要領は、市民の意見を市政に反映する機会を拡充し、市政に対する市民の理解と関心を深めるとともに、市民参画の推進を図るため、附属機関等（静岡市における附属機関等に関する指針（平成 19 年 4 月 1 日施行）に規定する附属機関等をいう。以下同じ。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開の基準

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が静岡市情報公開条例（平成 15 年静岡市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。
- (2) 前号ただし書に規定する内容について審議等を行う場合であっても、当該内容が、条例第 9 条に該当すると当該附属機関等が認めるときは、当該会議を公開することができる。

3 公開・非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、前項に定める会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議において行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。
- (2) 会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等が定めるものとする。

5 会議開催の周知

附属機関等の所管課は、会議の開催に当たっては、公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の 3 週間前までに、次の事項を市のホームページ等に掲示するとともに、必要に応じて報道機関に資料を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
- (7) 傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

6 会議録の作成

- (1) 附属機関等は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに別記様式により、会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録の作成に当たっては、特に必要があると認められる場合を除き、要約を記録するものとする。
- (3) 発言者名は、特別な理由がある場合を除き、明確に記録するものとする。
- (4) 会議録の内容については、会長や出席委員等の確認をとり、これを作成するものとする。

7 会議録等の公表

- (1) 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、作成後速やかに公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録等のうち、会議終了後においてもなお条例第7条各号の規定に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- (2) 会議録等の公表は、市のホームページへの掲載等により行うものとする。
- (3) 前号の規定による、市のホームページへの掲載の期間は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、所管課長が期間を延長する必要があると認める場合には、総務局総務課と協議するものとする。

8 特別の定めのある場合の取扱い

附属機関等の会議の公開等について法令又は市の条例、規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以降に開催される附属機関等の会議について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。